

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と 作 業 内 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

届出書の写しを添付することでも良い

2. 解体工事に要する費用
（受注者の見積金額）

円（税込）

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円（税込）

